

独立行政法人工業所有権情報・研修館契約事務取扱要領（抜粋）

（競争参加者の制限）

第8条 契約担当職等は、特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を競争に参加させることができない。

- 2 前項の特別な理由のある場合に該当する者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - 一 未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約のために必要な同意を得ている者
 - 二 契約担当職等が、特別な理由があると認めた者
- 3 契約担当職等は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人、その他使用人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は監査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な事由がなくて、契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、他の使用人として使用した者